鹿児島工業高等専門学校国際交流委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 外国の大学等との学術交流の協定に関すること。
 - (2) 外国の大学等からの教職員及び学生の受入れ等に関すること。
 - (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関すること。
 - (4) 学術の情報及び研究資料の交換に関すること。
 - (5) 留学生に関すること。
 - (6) その他国際交流に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 校長補佐(国際交流センター長)
 - (2) 国際交流センター副センター長
 - (3) 学科から推薦された教員 各1名
 - (4) 一般教育科から推薦された教員 1名
 - (5) 専攻科から推薦された教員 1名
 - (6) 総務課長及び学生課長
 - (7) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 前条第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、校長補佐(国際交流センター長)をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

- 第6条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(報告)

第9条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告しなければならい。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校外国人留学生委員会規則(平成2年12月20日制定)は廃止する。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成14年4月26日から施行する。

附則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。